

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年5月24日(2007.5.24)

【公開番号】特開2005-288073(P2005-288073A)

【公開日】平成17年10月20日(2005.10.20)

【年通号数】公開・登録公報2005-041

【出願番号】特願2004-132186(P2004-132186)

【国際特許分類】

A 47 L 13/10 (2006.01)

A 46 B 3/16 (2006.01)

A 46 D 1/00 (2006.01)

【F I】

A 47 L 13/10 C

A 46 B 3/16

A 46 D 1/00 1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月28日(2007.3.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

被清掃面に付着した塵埃等を清掃する為に使用するチャンネルブラシにおいて、前記チャンネルブラシはブラシ片、芯線、及び帯状体より構成されてあり、前記ブラシ片が前記芯線及び前記帯状体にて挟みつけて折り込んで形成されてあると共に、前記ブラシ片に極細纖維が使用されてあることを特徴とするチャンネルブラシ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項2】

被清掃面に付着した塵埃等を清掃する為に使用するチャンネルブラシにおいて、前記チャンネルブラシはブラシ片、及び帯状体より構成されてあり、前記ブラシ片が前記帯状体にて挟みつけて形成されてあると共に、前記ブラシ片に極細纖維が使用されてあることを特徴とするチャンネルブラシ。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項3】

請求項1又は請求項2のいずれか1項に記載のチャンネルブラシにおいて、ブラシ片に纖度が1デシテックス未満の極細纖維が使用されてあることを特徴とするチャンネルブラシ。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明にかかるチャンネルブラシは、次のように構成したものである。

(1) 被清掃面に付着した塵埃等を清掃する為に使用するチャンネルブラシにおいて、前記チャンネルブラシはブラシ片、芯線、及び帯状体より構成されてあり、前記ブラシ片が前記芯線及び前記帯状体にて挟みつけて折り込んで形成されてあると共に、前記ブラシ片に極細纖維が使用されてあるものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

(2) 被清掃面に付着した塵埃等を清掃する為に使用するチャンネルブラシにおいて、前記チャンネルブラシはブラシ片、及び帯状体より構成されてあり、前記ブラシ片が前記帯状体にて挟みつけて形成されてあると共に、前記ブラシ片に極細纖維が使用されてあるものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

(3) 上記(1)又は(2)のいずれかに記載のチャンネルブラシにおいて、ブラシ片に纖度が1デシテックス未満の極細纖維が使用されてあるものである。